

会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付要綱

(令和6年4月11日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津若松市に居住し、市内の高等学校等にバス及び鉄道を利用して通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、地域における定住の維持及び公共交通機関の利用促進を図るため、予算の範囲内において会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 市内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、特別支援学校の高等部若しくは高等専修学校をいう。
- (2) 生徒 市内に住所を有し、高等学校等に通学する者をいう。ただし、専修学校にあっては高等課程に在籍する者とする。
- (3) 保護者 生徒を保護する義務がある者をいう。
- (4) 合理的経路 生徒が公共交通機関を利用して通学する必要がある場合において、最も経済的かつ合理的と認められる通学経路をいう。
- (5) 通学定期券 生徒の自宅と通学する高等学校等との間を継続的に往復するために公共交通機関を利用する生徒に対して、公共交通機関が1ヶ月以上の一定期間を利用単位として発行する券をいう。
- (6) 通学費 生徒が合理的経路において通学するために当該公共交通機関に支払う通学定期券の購入に要する費用をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、別表に掲げる定期券の購入に要する費用とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内の高等学校等に通学する市内在住の生徒の保護者とする。ただし、この要綱以外の法令等による通学費の援助を受けている者については、補助対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象生徒ごとに算出するものとし、別表に掲げる定期券の種別に応じ、同表に定める額以内の額とする。ただし、複数の公共交通機関を利用して通学する場合の補助金の額は、原則として、それぞれの公共交通機関の利用に係る定期券の購入額を合算し、当該各定期券に定める通用期間の共通する期間に限り対象とした上で、別表の規定により算定される額以内の額とする。

(交付対象期間)

第6条 補助金の交付対象となる期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする保護者は、会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）及び通学定期額に関する申告書（第2号様式）

を、別表に掲げる申請期間内に、同表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を速やかに審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請等により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 通学方法の変更その他の交付要件の変更により、市長が補助金を返還させることが適当と認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付に関し市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条、第5条、第7条関係）

1 定期券の種類	月額定期券（1ヶ月から6ヶ月までの範囲で期間の定めがある定期券） 月の途中で定期券を購入した場合等にあつては、28日を1ヶ月と見る。	学期定期券（学期ごとの定期券）	年間定期券（1年間を通しての定期券）
2 申請期間	定期券の使用開始日の20日後から3月25日まで	定期券の使用開始日の20日後から3月25日まで	8月1日から3月25日まで
3 補助金の額	定期券の購入に要した費用から、月額20,000円に対象月数を乗じて得た額を控除した額	定期券の購入に要した費用から、月額15,000円に対象月数を乗じて得た額を控除した額	定期券の購入に要した費用から、月額12,000円に12を乗じて得た額を控除した額
4 交付申請書兼請求書に添える書類	ア 定期券の写しで、定期券の区間、通用期間、金額の記載があるもの又は発行証明書等の写し。区間、通用期間、金額の記載がない場合は、併せて領収書等の写し		
	イ 学生証の写し又は在学証明書の写し		
	ウ 振込先金融機関の預金通帳の写し		
	エ 債権者登録申請書		
	オ その他市長が必要とする書類		

※1 上記4のウ、エ及びオの書類については、本補助金の初回申請の際に既に提出している場合は、これを省略することができる。

第1号様式（第7条関係）

会津若松市中山間地域高等学校遠距離通学支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

会津若松市長あて

申請者（保護者）住所
氏名
電話番号

会津若松市中山間地域高等学校遠距離通学支援補助金について、次のとおり申請します。また、会津若松市中山間地域高等学校遠距離通学支援補助金交付要綱以外の法令等による通学費の援助を受けていないことを誓約します。

フリガナ		生年月日	年 月 日
生徒氏名			
住 所	会津若松市		
学 校 名		学 年	年

定期券額合計	円
--------	---

振 込 先	金融機関	銀行 信金 労金 農協 信組		本店 支店 営業部
	預貯金種別	普通 当座	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)			

添付書類

- (1) 使用済みの定期券の写し又は発行証明書の写し（定期券に区間、通用期間、金額の記載がない場合は、併せて領収書等の写し）
- (2) 学生証の写し又は在学証明書の写し
- (3) 振込先金融機関の預金通帳の写し（初回申請時又は振込先変更時のみ）
- (4) 債権者登録申請書（初回申請時又は振込先変更時のみ）

第2号様式（第7条関係）

通学定期券額に関する申告書

定期券区間	定期間の期間	発行事業者	定期券額
() から	年 月 日から		
() まで	年 月 日まで		

定期券区間	定期間の期間	発行事業者	定期券額
() から	年 月 日から		
() まで	年 月 日まで		

定期券区間	定期間の期間	発行事業者	定期券額
() から	年 月 日から		
() まで	年 月 日まで		

定期券区間	定期間の期間	発行事業者	定期券額
() から	年 月 日から		
() まで	年 月 日まで		

定期券区間	定期間の期間	発行事業者	定期券額
() から	年 月 日から		
() まで	年 月 日まで		

定期券区間	定期間の期間	発行事業者	定期券額
() から	年 月 日から		
() まで	年 月 日まで		

定期券額合計	円
--------	---

※1 表が不足する場合は、この様式を複写して記入ください。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者（保護者）住所
氏名
電話番号